

公立大学法人青森県立保健大学の財務諸表の承認及び  
利益処分の承認に係る確認について

1 確認の方針

- (1) 財務諸表は、住民その他の利害関係者の判断を誤らせることのないよう財政状態及び運営状況を適切に示す必要がある。
- (2) 知事による財務諸表の承認及び利益処分の承認にあたって、地方独立行政法人法第34条の規定により、評価委員会より意見を聴取することとなっているが、これに先立ち、「法規性の遵守」と「表示内容の適正性」の観点から確認を行った。

2 確認内容

(1) 法規性の遵守

チェック項目	チェック結果
提出期限は遵守されたか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月末日までに財務諸表等が提出された。</li> </ul> ※提出日 H27.6.29
必要な書類は全て提出されたか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の書類が提出された。</li> <li>① 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書）</li> <li>② 決算報告書</li> <li>③ 事業報告書</li> <li>④ 監査報告書</li> </ul>
監事の監査証明に、財務諸表の承認にあたり考慮すべき意見はないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監事の監査報告書は、適正意見表示であり、財務諸表の承認にあたり考慮すべき特段の意見はなかった。</li> </ul>

(2) 表示内容の適正性

チェック項目	チェック結果
記載すべき項目について、明らかな遺漏はないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務諸表等の提出を受けた全ての書類について、表示科目、会計方針、注記等について、明らかな遺漏はないことを確認した。</li> </ul>
計数は整合しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合計等の基本的な計数について、整合を確認した。</li> </ul>
書類相互間における数値の整合は取れているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合を確認した。</li> </ul>

チェック項目	チェック結果
行うべき事業を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生収容定員の充足率が90パーセントを満たしていることを事業報告書により確認した。</li> </ul> ※H26年度充足率 104.5% 学生数計979人（定員計937人）
運営費交付金に係る会計処理は適正か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>期間進行基準の適用事業について、運営費交付金債務全額を収益化されていることを確認した。</li> <li>費用進行基準の適用事業について、費用の発生額と同額について運営費交付金が収益化され、その残額について、運営費交付金債務として残っていることを確認した。</li> </ul>
利益処分の承認を受けようとする額は適正か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本県の承認基準に照らし、利益の発生理由及び利益処分の承認を受けようとする額の算出方法が、本県の承認基準に沿ったものであることを確認した。（別紙参照）</li> </ul> ※利益処分承認対象額 74,673,466円

### 3 確認結果

#### (1) 財務諸表の承認

地方独立行政法人会計基準に照らし、記載項目の遺漏、数値の誤り等はなく、知事による財務諸表の承認にあたって、問題はないものとする。

#### (2) 利益処分の承認

本県の承認基準に照らし、利益処分の承認を受けようとする額に明らかな不適正はなく、知事による利益処分の承認にあたって、問題はないものとする。

《地方独立行政法人法（抄）》

（財務諸表等）

- 第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（～（略）～）を付さなければならない。
- 3 設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 （略）

《青森県地方独立行政法人法施行細則（抄）》

（財務諸表）

- 第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年3月24日総務省告示第221号）に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

利益処分の承認について (案)

単位：百万円

